

戸田市教育政策シンクタンク設置要綱

令和元年 6 月 19 日 教育長決裁

(設置)

第1条 本市の教育政策に関する総合的な調査研究を行うため、戸田市教育政策シンクタンク（以下「シンクタンク」という。）を教育委員会事務局教育政策室に置く。

(所掌事務)

第2条 シンクタンクは、本市の教育政策の調査、研究、分析等（以下「調査研究等」という。）に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 シンクタンクは、次に掲げる者で組織する。

- (1) シンクタンク所長（以下「所長」という。）
- (2) 統括研究員
- (3) 主任研究員
- (4) 研究員
- (5) 外部アドバイザー

2 所長は教育政策室長を、統括研究員は教育政策室担当課長を、主任研究員は教育政策室教育政策担当主幹を、研究員は教育政策室教育政策担当の職員をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、教育委員会事務局の職員にあっては研究員を命じ、教育委員会事務局以外の職員にあっては研究員を依頼することができる。

4 外部アドバイザーは、学識経験者等から教育長が委嘱する。

5 教育部長は、調査研究等が円滑に行われるよう、シンクタンクに対し、指導及び助言を行うものとする。

(職務)

第4条 所長は、教育長の命を受け、シンクタンクの調査研究等を統括するとともに、所属職員を指揮監督する。

2 統括研究員は、所長の命を受け、所長を補佐し、シンクタンクの事務を統括するとともに、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を行う。

3 主任研究員は、所長及び統括研究員の指定する調査研究等を行うとともに、

その管理を行う。

- 4 研究員は、所長及び統括研究員の指定する調査研究等を行う。
- 5 外部アドバイザーは、所長の指定する調査研究等の指導及び助言を行う。
(ワーキングチーム)

第5条 所長は、分野横断的な調査研究等を行うため、当該調査研究等に関連する知識を有した研究員で構成するワーキングチームを設置することができる。

(アドバイザリーボード)

第6条 教育長は、シンクタンクが行う調査研究等の方向性に対する指導及び助言を行うため、所長、外部アドバイザー、その他学識経験者等で構成するアドバイザリーボードを設置することができる。

(情報の提供)

第7条 シンクタンクの研究成果は、公表するものとする。

(庶務)

第8条 シンクタンクの庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、シンクタンクの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

戸田市教育政策シンクタンク

子どもたちを誰一人取り残さず、一人一人が21世紀を主体的に生き抜く力を身につけるため、**教室を科学することを通じ、優れた教師の匠の技の言語化・可視化・定量化**や**個別最適な学び**の実現、EBPM（EIPP）の推進に取り組む。

